

別表(第4条関係)

区分	正規の勤務時間の割振り		休憩時間	休息時間	週休日
通常勤務の場合	月曜日から金曜日まで	午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時15分から午後1時まで	正午から午後零時15分まで及び午後3時から午後3時15分まで	日曜日から土曜日までのうち任命権者が職員ごとに割り振る日
昼休み窓口勤務の場合	火曜日から金曜日まで	午前8時30分から午後5時15分まで	午後1時15分から午後2時までとする。ただし、これにより難しい場合は、午前11時15分から正午までの45分間とする。	午後1時から午後1時15分まで及び午後3時から午後3時15分までとする。ただし、これにより難しい場合は、午前11時から午前11時15分まで及び午後3時から午後3時15分までとする。	
	日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(元日は除く。)	午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時45分から午後1時30分までとする。ただし、これにより難しい場合は、午前11時45分から午後零時30分までの45分間とする。	午後零時30分から午後零時45分まで及び午後3時から午後3時15分までとする。ただし、これにより難しい場合は、午前11時30分から午前11時45分まで及び午後3時から午後3時15分までとする。	
夜間勤務の場合	火曜日から金曜日まで	午前11時30分から午後8時15分まで	午後1時15分から午後2時まで	午後1時から午後1時15分まで及び午後4時45分から午後5時まで	